

## 2 事業計画の変更の概要

### 2.1 事業計画の変更の概要及び理由

#### (1) 事業計画変更の概要

用地取得の遅れにより対象事業を期間内に完了できないため、工事期間を「平成 15 年度から平成 32 年度(予定)」から「平成 15 年度から令和 5 年度(予定)」に、供用開始を「平成 33 年度(予定)」から「令和 6 年度(予定)」に変更する。

表 2-1-1(1) 事業計画の概要【変更後】

供用開始	令和 6 年度(予定)
工事期間	平成 15 年度から令和 5 年度(予定)

注) 下線は、変更箇所を示す。

表 2-1-1(2) 事業計画の概要【変更前】

供用開始	平成 33 年度(予定)
工事期間	平成 15 年度から平成 32 年度(予定)

#### (2) 事業計画変更の理由

本事業は、平成 11 年度より測量・調査に着手し、平成 13 年度から用地取得を進めてきているが、「移転先の選定」、「対象者の高齢化」及び「引越による学校・学区等の変更」など権利者の不安解消や生活再建等の諸事情を考慮した用地交渉及び用地取得等が引き続き求められており、以前の手続き(変更届(平成 30 年 3 月 30 日))で示した事業計画より用地取得に時間を要している。

### 2.2 事業の進捗状況

現在、残る用地取得を進めながら、道路工事が可能な区間においては、街路築造工事や電線共同溝設置工事等の工事を並行して実施している。

### 3 事業計画の変更の内容

#### 3.1 事業の工程の変更

事業計画の変更に伴い、表 3-1-1(1)及び表 3-1-1(2)に示すとおり事業の工程を変更する。

表 3-1-1(1) 事業の工程【変更後】

	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5														
測量・調査	■																																						
用地取得			■																																				
工事					■																																		

表 3-1-1(2) 事業の工程【変更前】

	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
測量・調査	■																									
用地取得			■																							
工事					■																					

### 3. 2 計画交通量について

供用開始時期及び周辺道路ネットワークが概ね完成すると想定される時期における計画交通量については、事業期間の変更に伴う推計結果に変更が殆ど生じないことから見直しは行わない。

よって、変更後の計画交通量は評価書と同様とし、表 3-2-1 に示すとおり供用開始時期及び周辺道路ネットワークが概ね完成すると想定される時期それぞれの年次のみを変更する。

表 3-2-1 計画交通量（変更後）

区間	西東京3・3・3 ～西東京3・5・4	西東京3・5・4 ～西東京3・4・9	西東京3・4・9 ～都道233号	都道233号 ～西東京3・4・11	西東京3・4・11 ～西東京3・4・13	西東京3・4・13 ～西東京3・3・14	西東京3・3・14 ～都道24号
令和6年度	32,000	31,900	35,700	33,200	34,800	37,500	14,000
令和16年度	35,100	33,900	33,200	33,000	30,600	24,200	21,000

図 3-2-3 計画交通量の推計断面

